

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 一 月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
広島アイクリニツク	広島市中区鞆町一三一四広島マツダビル三F	令和 七・一・一
瀬野記念病院	広島市安芸区瀬野四丁目一六四一番地一	令和 七・一・一
土橋メンタルクリニック	広島市中区堺町一―三―一〇吉田ビル二F	令和 七・一・一
メディカルケアさつき診療所	広島市佐伯区五月が丘二丁目七番二五号	〃
循環器・内科 ふじたクリニック	福山市南蔵王町三丁目一七番四五号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年一月二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アリチ薬局 新徳田店	福山市神辺町大字新徳田三〇八番地	令和七・一・一
アリチ薬局 平野店	福山市神辺町字平野一二〇番地七	〃